

新	旧
<p align="center">特定口座に係る上場株式等保管委託約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p align="center">特定口座に係る上場株式等保管委託約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものときは、その改定事項を通知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
<p align="center">特定管理口座約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p align="center">特定管理口座約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものときは、その改定事項をご通知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
<p align="center">特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p align="center">特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものときは、その改定事項をご通知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>
<p align="center">特定口座に係る上場株式等信用取引等約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p align="center">特定口座に係る上場株式等信用取引等約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものときは、その改定事項をご通知します。</u>また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p>